

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和7年10月1日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	久万高原町 383864
地域名 (地域内農業集落名)	有枝・大川・上黒岩・中黒岩地区 (中通・本村・内分・程野・田渡野瀬・上本組・堤・蕨打・中黒岩・惣津山・梨ノ下・下・上・豊久)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	70.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	61.8 ha
② 田の面積	39.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	30.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	7.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.3 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢72歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化すること等により、優良農地の保全策を検討していく必要がある。

【地域の基礎データ】

農家数:67戸

主な作物:水稲、トマト、ピーマン

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域の特産物である特別栽培米については、受け手となる担い手のためにも、農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化を図るためのスマート農業の導入を進める。併せてトマト・ピーマン等の夏秋野菜の生産に向けた水田の畑地化も段階的に進める。

また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、認定新規就農者等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。担い手がない場合は、今後の移住者にも協力を仰いでいく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	7	%	将来の目標とする集積率
			8 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
中山間地域等直接支払制度を活用する集落数及び面積は、2集落、12ha。(令和6年度時点) 今後、当制度を活用して、農用地の集約化の拡大を進める。(令和7年度以降)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
借り手が見込まれる優良農地については、農地中間管理機構に貸し付け、段階的に担い手への集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用できる場合は、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備も視野に入れる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
町及び農業公社やJAと連携し、地域内外から移住者及び耕作者を募る。栽培技術や農業用機械の支援、相談なども地域の担い手を中心に協力して、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農作業の効率化を図るため水田の作業受委託については、地域内及び地域外の集落営農組織や個人経営体に依頼して、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
②地域特産物の特別栽培米等を中心に、減化学肥料及び減農薬の取り組みをJAの協力を仰ぎ、更に普及、推進する。
③水田の管理作業において、スマート農業の取り組みを進め、担い手の負担を軽減する。
⑦耕作放棄地については、草刈りや花木の植付け等の適正な管理を求めていく。
⑧農道や用水路等の農業用施設について、老朽化が進んでいる箇所については適宜修繕・更新・改修を行う。また、産地の維持・強化を図るため、野菜出荷施設等の重要施設においても老朽化している施設は順次更新等を行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	1	施設野菜・稲作・露地野菜	0.8 ha	ha	施設野菜・稲作・露地野菜	0.8 ha	ha	1	
認農	2	施設野菜・稲作	1.1 ha	ha	施設野菜・稲作	1.1 ha	ha	2	
認農	3	施設野菜	0.7 ha	ha	施設野菜	0.9 ha	ha	3	
認農	4	施設野菜・稲作	1.7 ha	ha	施設野菜・稲作	1.7 ha	ha	4	
認農	5	施設野菜	0.8 ha	ha	施設野菜	0.8 ha	ha	5	
利用者	6	施設野菜	0.6 ha	ha	施設野菜	0.6 ha	ha	6	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	6経営体		5.7 ha	0 ha		5.9 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	松山市農業協同組合	栽培指導、資材提供	水稻、野菜等
2	上浮穴水稻防除協議会	農薬空中散布	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

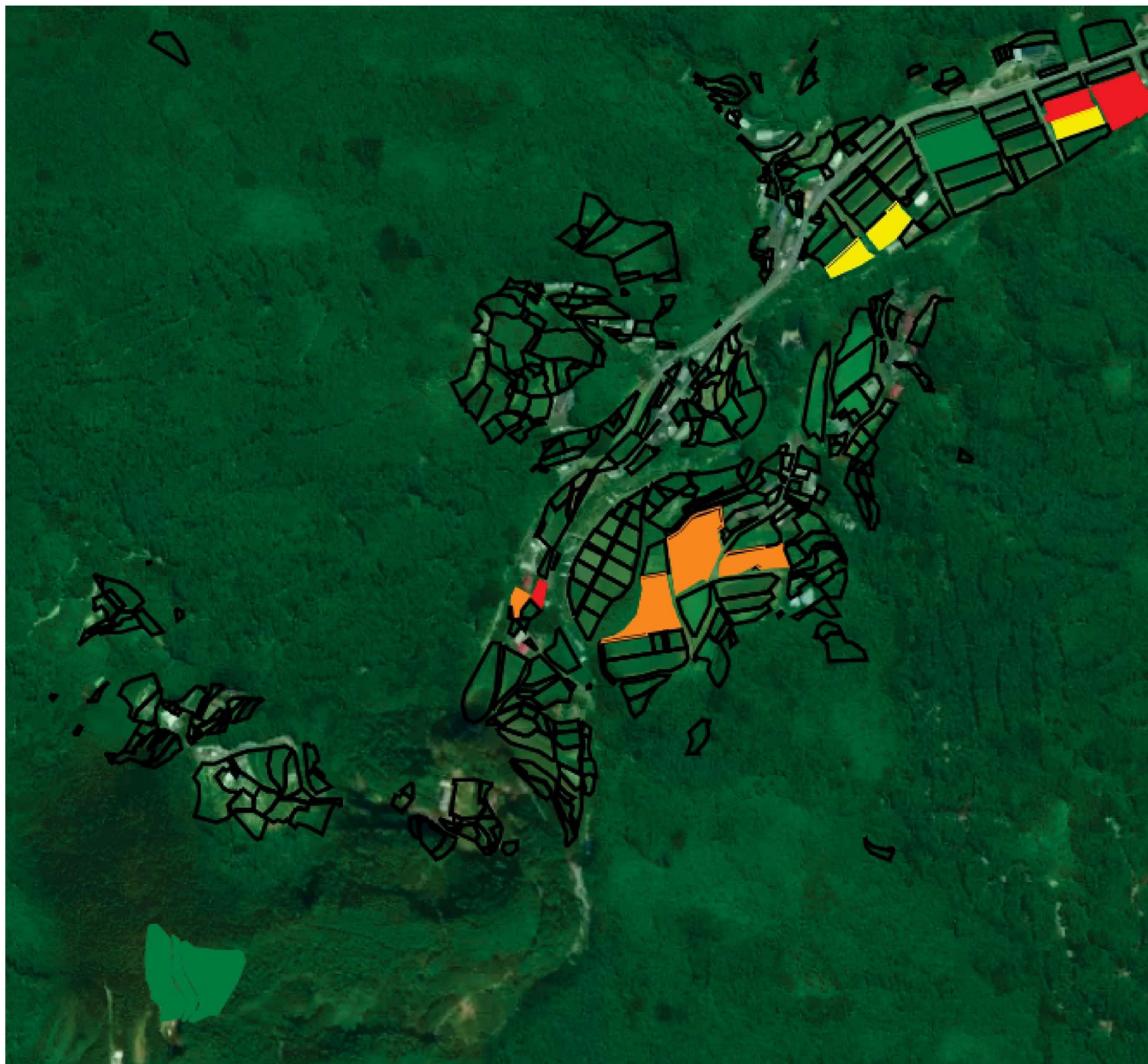
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

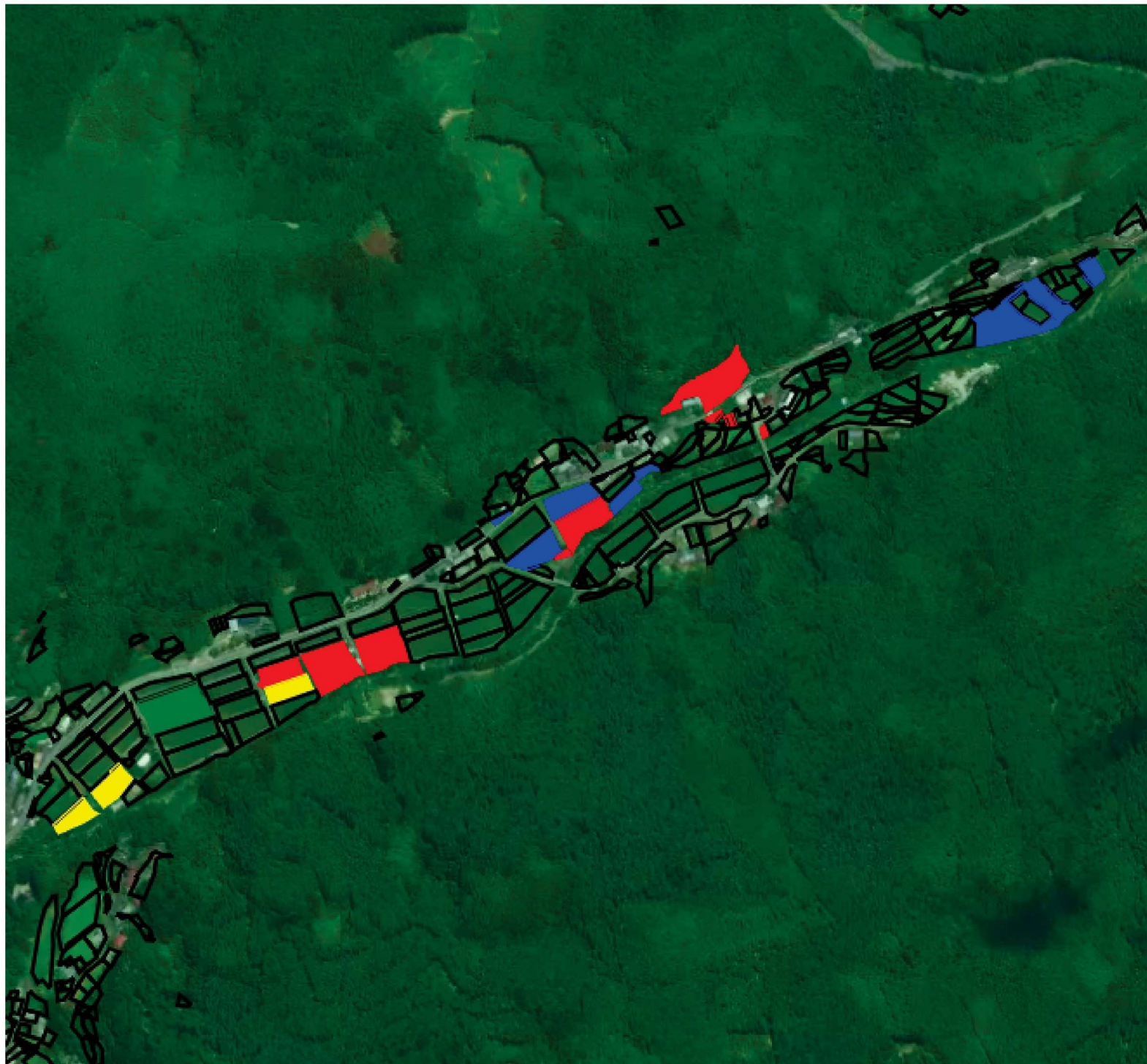
(留意事項)

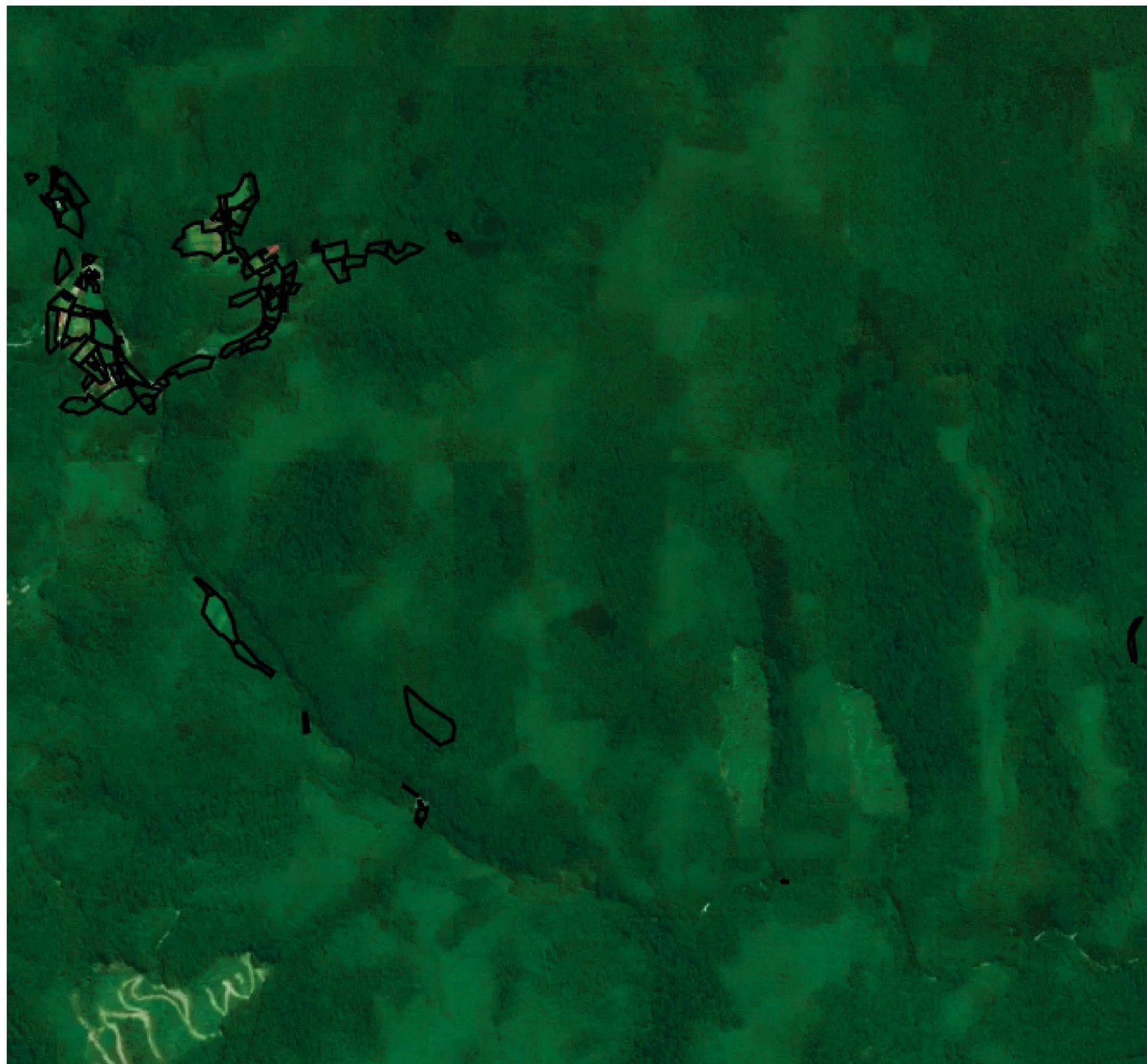
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

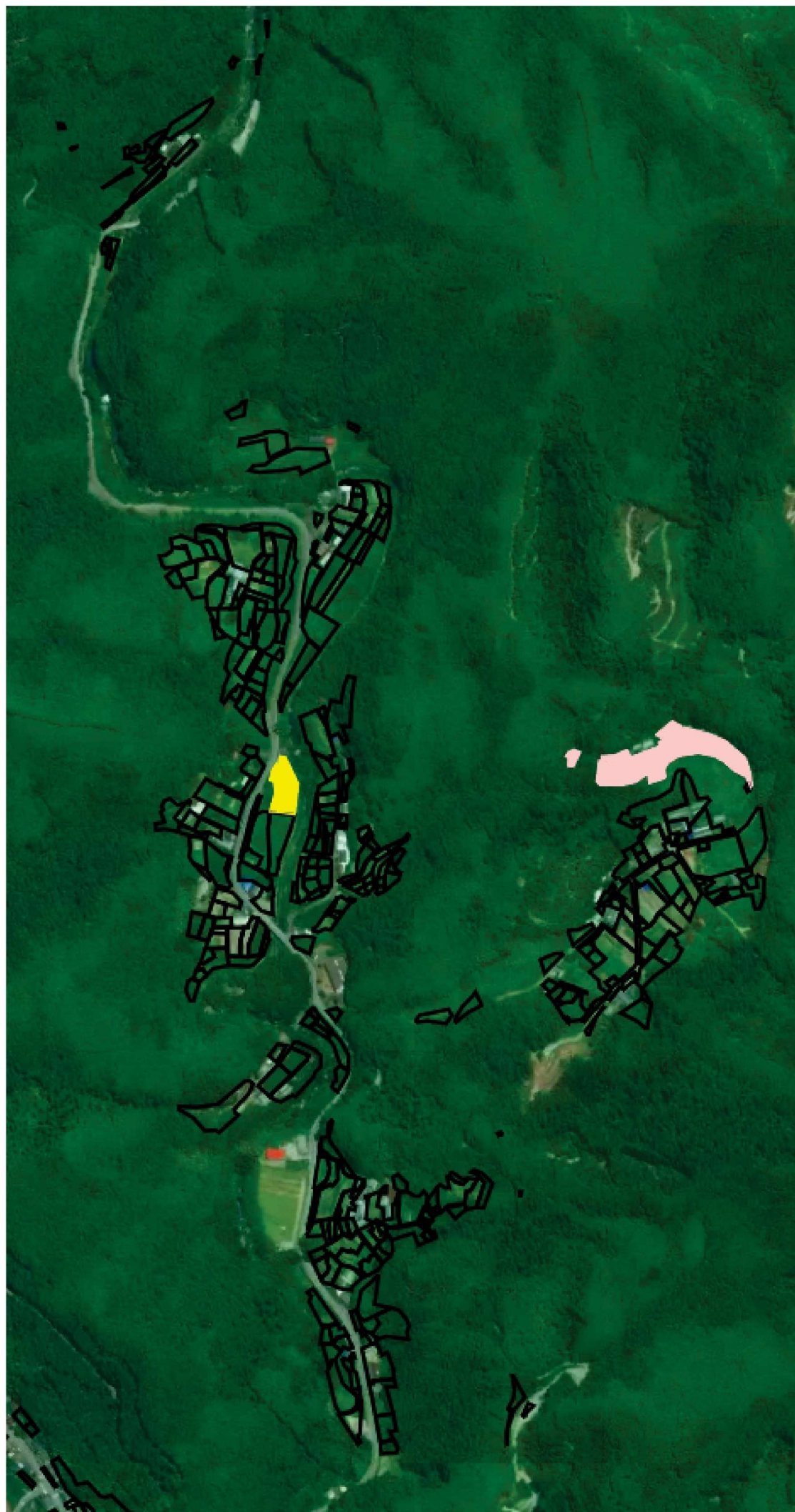
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。





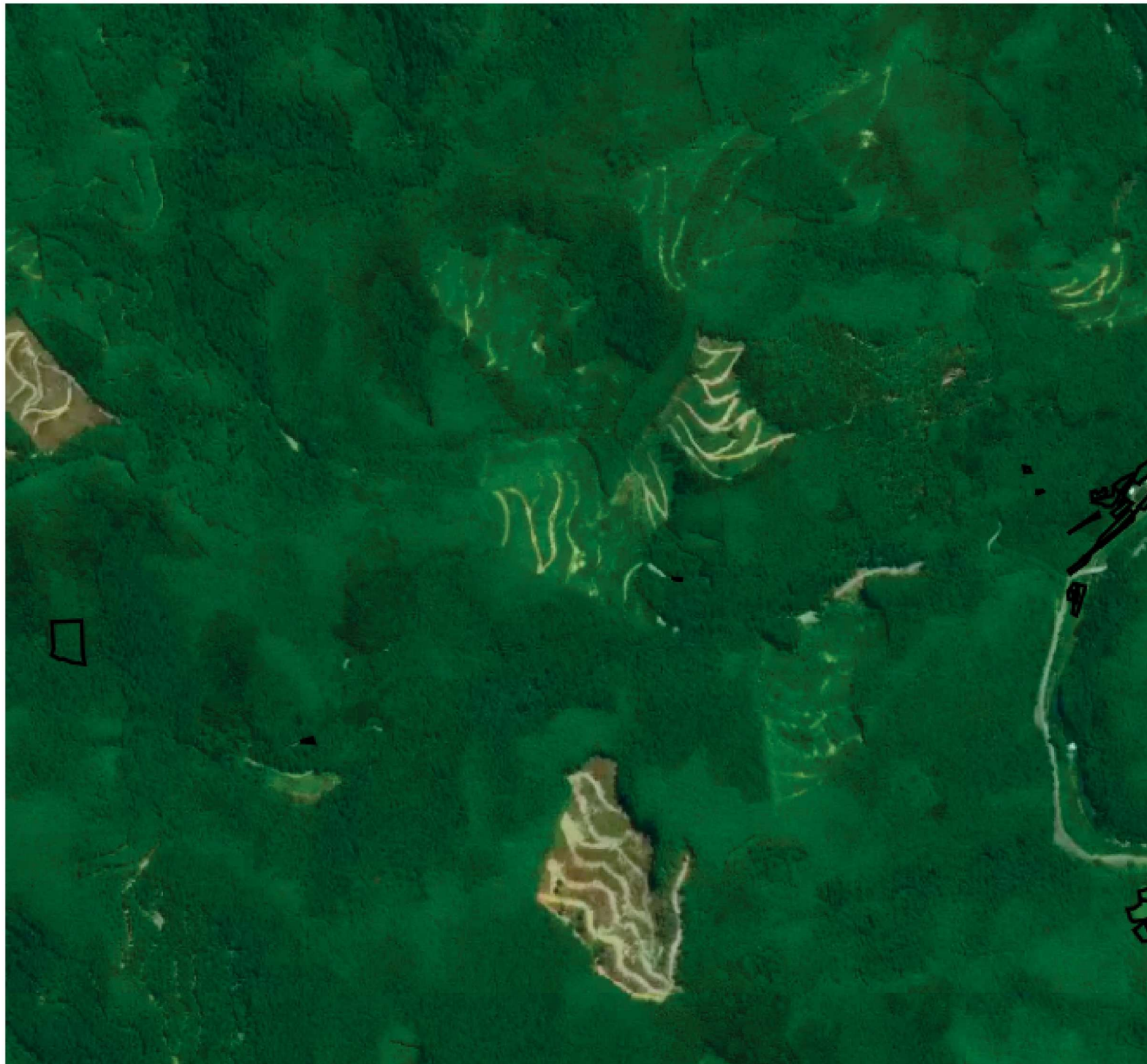


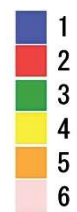
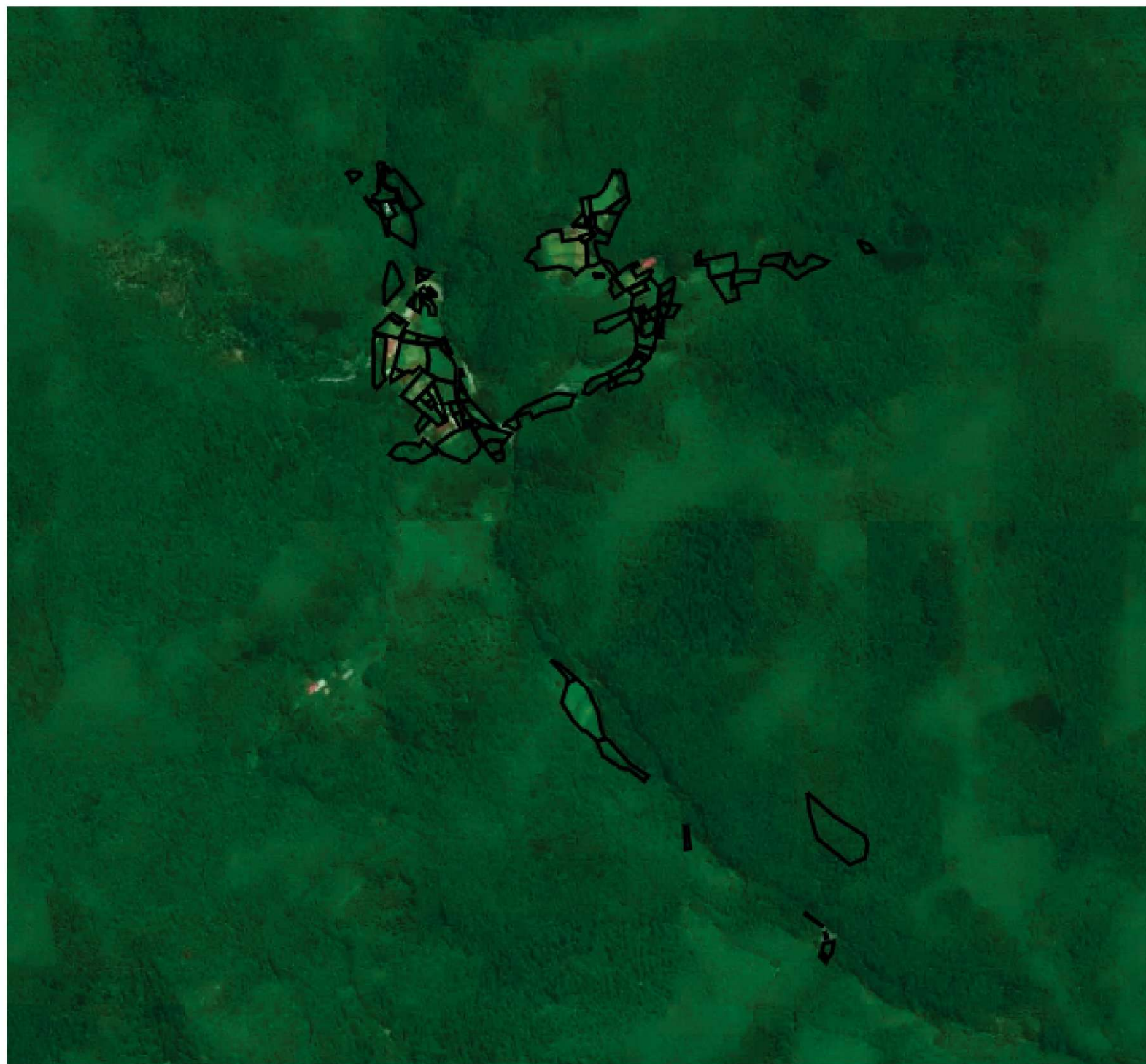


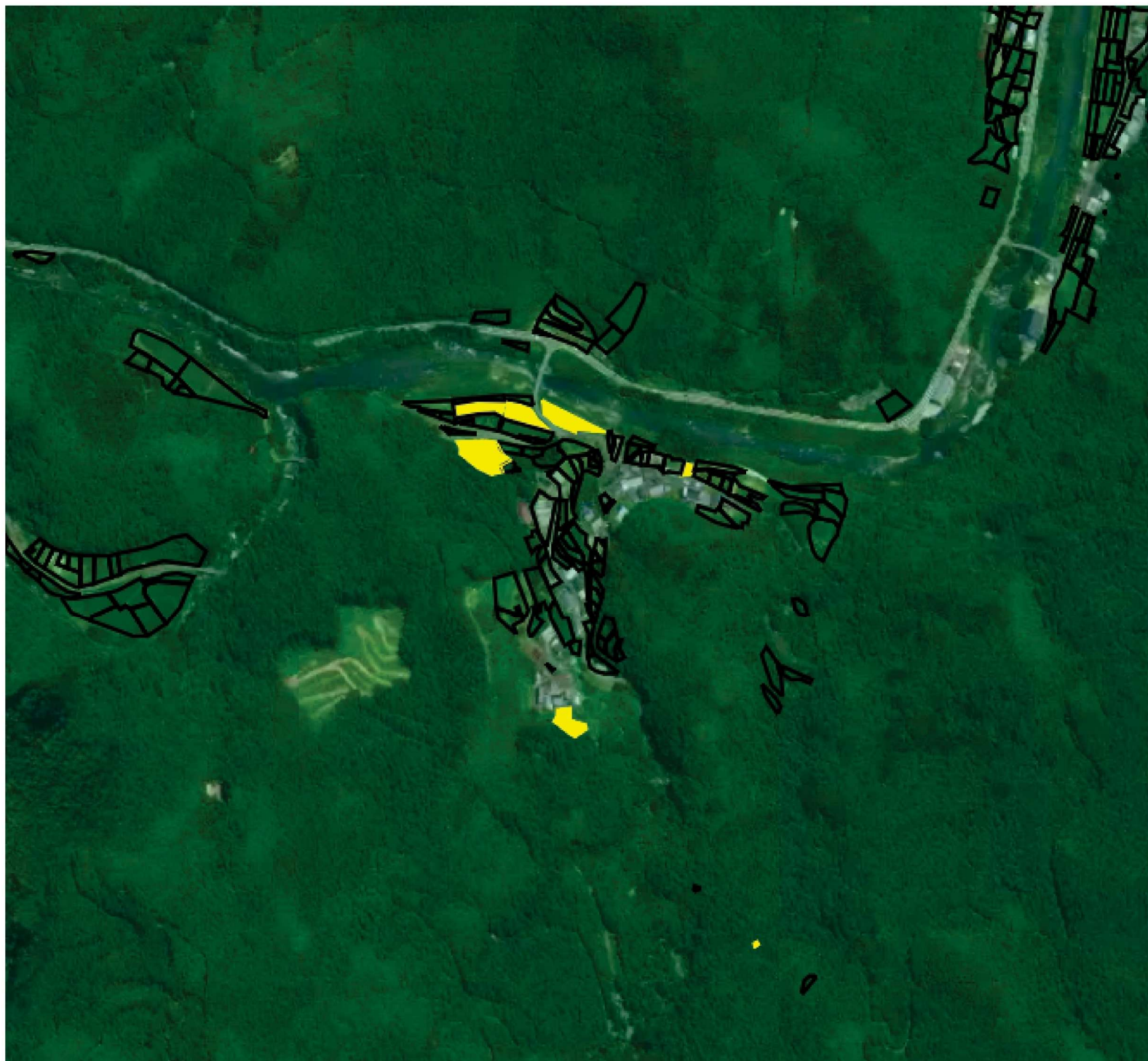
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6





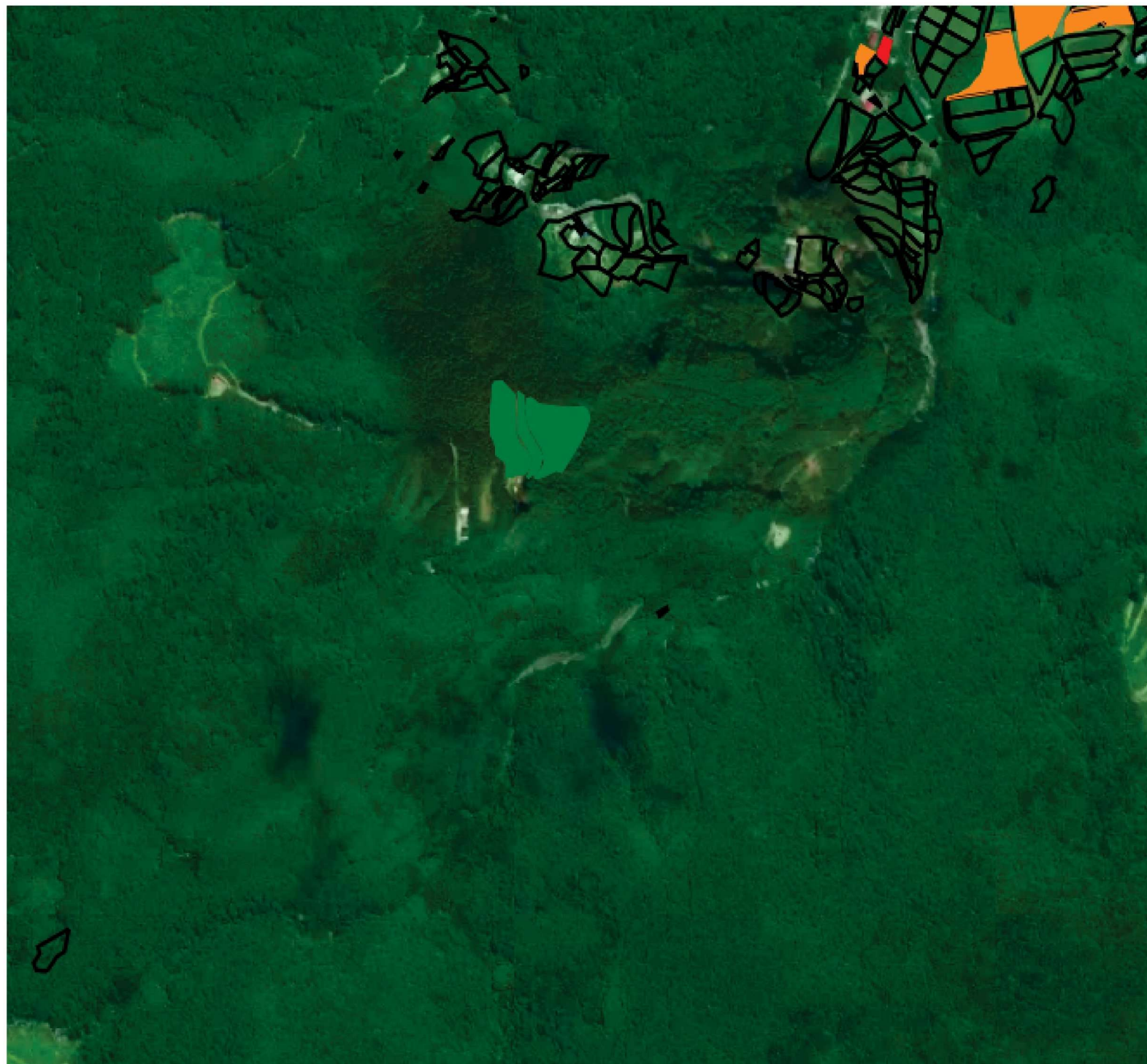


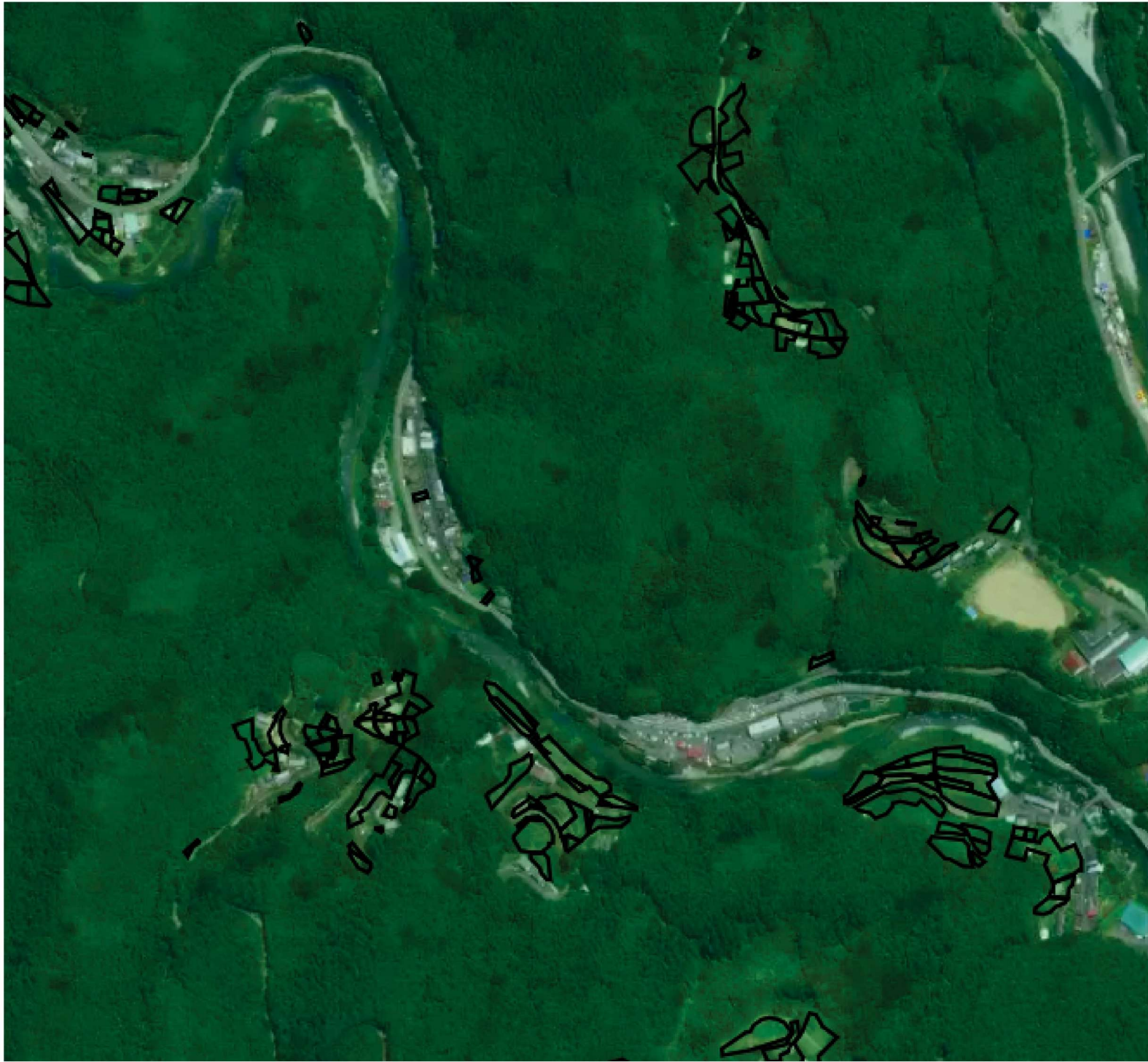




- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6

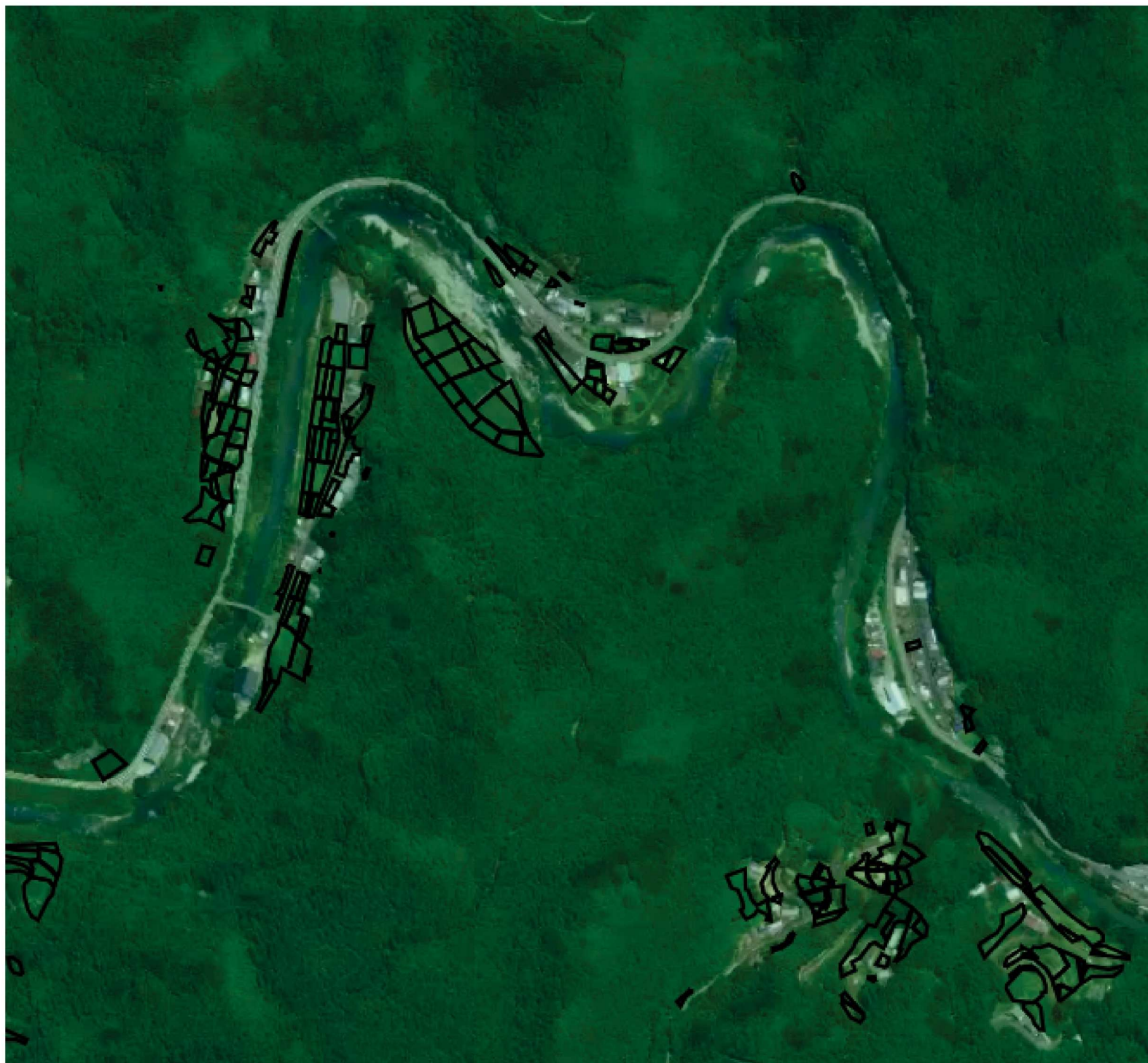




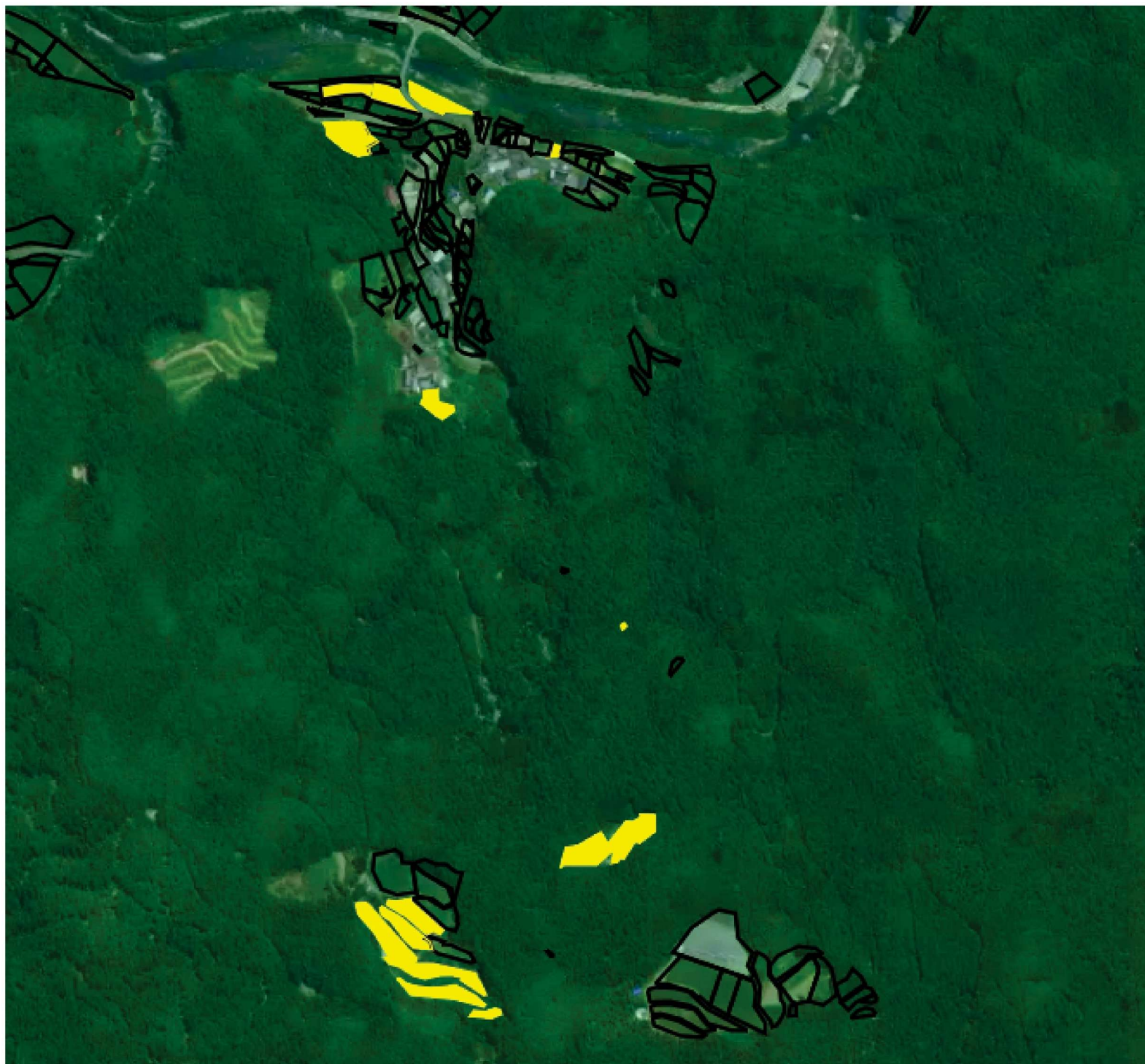


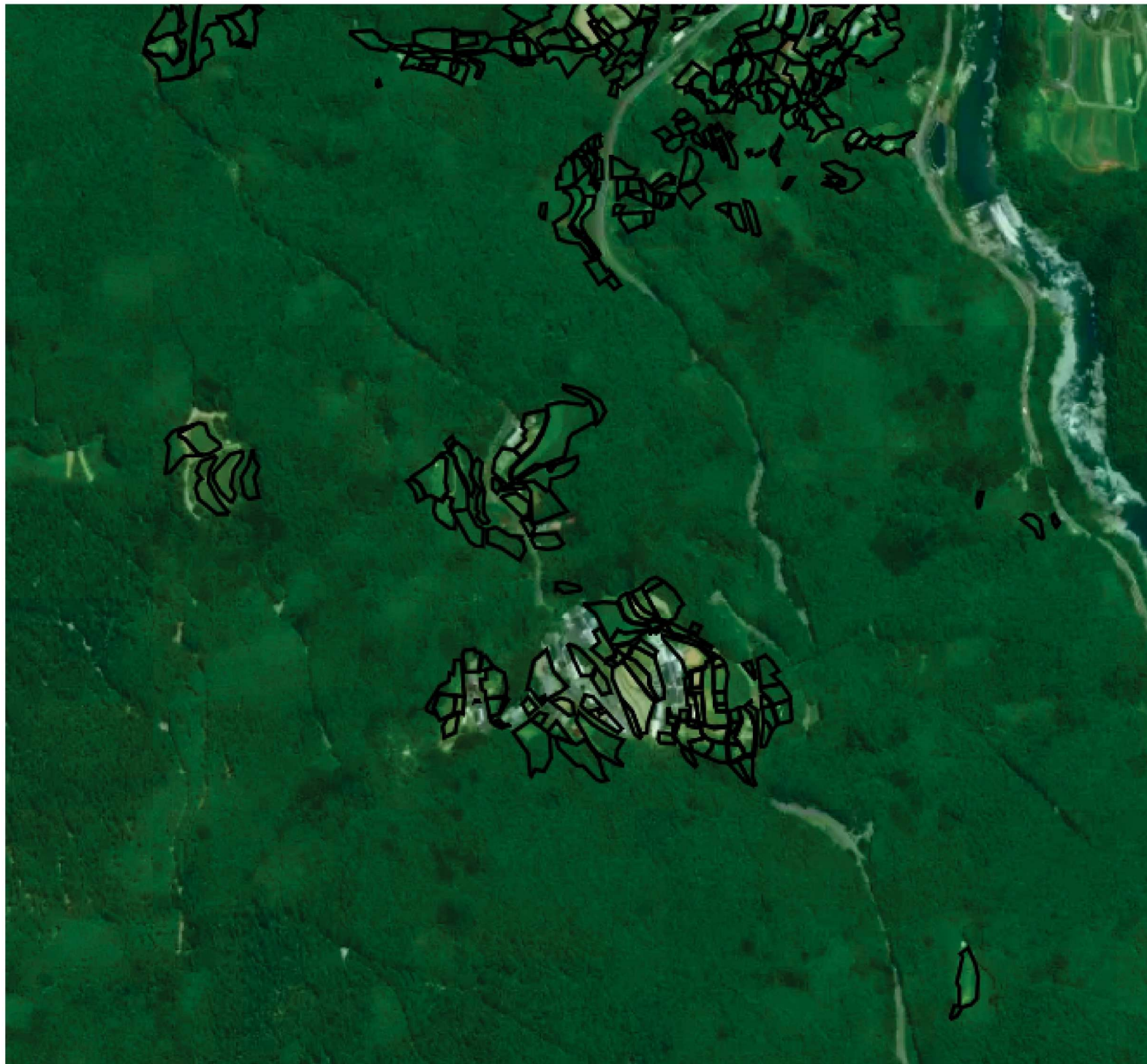
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6

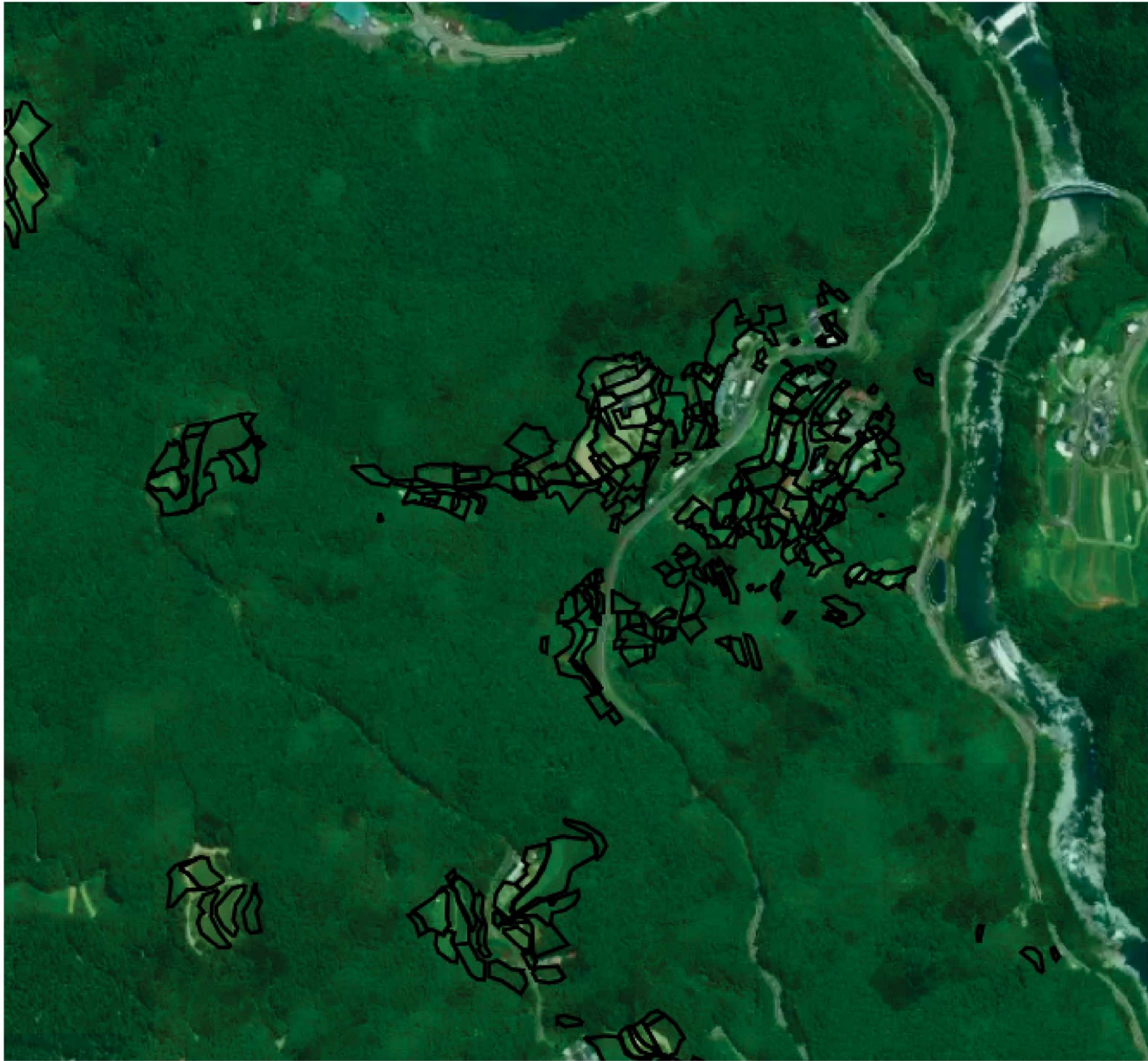




- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6







- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6

